

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)	
地域名 (地域内農業集落名)	四手 ( 四手 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・主な担い手農業者は営農組合と個人農業者6名であり、3名は70歳以上、1名は地区外である。
- ・過疎化が進んでおり、全農地が後継者不在である。
- ・中山間地に位置しており、地区内農地の多くが面積が小さく、法面が多い。草刈り等の管理コストが大きい。
- ・山際の農地では鳥獣被害により遊休化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域住民全体で農業を支える仕組みづくりを検討する。  
例) 営農組合員以外の農機オペレーター育成、草刈り作業の分担
- ・農地バンクを利用した区外農業者の誘致。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

四手における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・営農組合員の募集。作業の外注。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地バンクの活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・引き続き検討していく
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・引き続き検討していく
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・防除作業はJAの支援を受けて取り組んでいきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の保守。
- ⑦地域での通路・水路の保全。